

議員提出議案第 3 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 鎌田 聰

山本伸裕


熊本県議会議長 井手順雄様

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな要因となる。

また、最近では、鬱や認知症の危険要因となることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能の低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められる。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳あたり概ね3万円～20万円であり、保険適用でないため、全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器の更なる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれでは、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 井 手 順 雄

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
総務大臣 石田真敏様
財務大臣 麻生太郎様
厚生労働大臣 根本匠様
内閣官房長官 菅義偉様